

# 第2回 川西市特別職報酬等審議会

資料1

1	市長・副市長・教育長の給料、議員の報酬 検討資料	頁
	(1)川西市の財政状況及び給与等の削減状況	1
	(2)川西市特別職報酬等の改定状況(改定試算)	2
	(3)川西市特別職報酬等の改定状況(改定試算、部長級ベース)	3
2	市長・副市長・教育長の退職手当 検討資料	
	(1)川西市における退職手当について	4
	(2)阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧」(退職手当追記)	7

## 川西市の財政状況

### 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、**基準財政収入額**を**基準財政需要額**で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。財政力指数が1.0を上回れば地方交付税交付金が支給されない不交付団体となり、下回れば地方交付税交付金が支給される。

### 基準財政収入額

各地方団体の財政力を合理的に判定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額である。(地方交付税法第2条第4号)

算定の対象となるのは、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入である。

### 基準財政需要額

各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額である。(地方交付税法第2条第3号)

### 阪神7市の財政力指数の状況

	R1	順位	H30	順位	H29	順位
川西市	0.72	7	0.73	7	0.74	7
尼崎市	0.84	5	0.83	5	0.83	5
西宮市	0.95	2	0.94	2	0.93	2
芦屋市	1.01	1	0.99	1	0.97	1
伊丹市	0.83	6	0.83	5	0.83	5
宝塚市	0.89	3	0.89	3	0.89	3
三田市	0.87	4	0.87	4	0.85	4

### 兵庫県下の財政力指数の状況

	R1	H30	H29
市町村平均	0.61	0.61	0.61

### 全市町村の財政力指数の状況

	R1	H30	H29
市町村平均	0.51	0.51	0.51

### 川西市の主な給与等の削減状況

区分	削減項目	削減内容	
特別職	市長	給料月額	15%削減 (H30.4～、削減前 982,000円、削減後 834,700円)
		賞与	役職段階別加算を20%から0%に削減(H19.4～)
	副市長	給料月額	10%削減 (H30.4～、削減前 796,000円、削減後 716,400円)
		賞与	役職段階別加算を20%から0%に削減(H19.4～)
	教育長	給料月額	5%削減 (H30.4～、削減前 695,000円、削減後 660,250円)
		賞与	役職段階別加算を20%から0%に削減(H19.4～)
議員	賞与	役職段階別加算を20%から6%に削減(H30.4～)	
一般職	給料月額	部長級 3.5%、副部長級・課長級 3.0%、課長補佐級 2.5%(H30.4～R5.3)	
	管理職手当	部長級・副部長級・課長級 10%(H19.4～)	

川西市特別職報酬等審議会の開催状況及び改定状況(一般職全体ベース)

区分	昭和63年度			平成4年度			平成26年度			平成29年度			令和3年度(試算)		
	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日
市長	890,000 円	8.5 %	S63.12.1	1,040,000 円	16.9 %	H4.4.1	1,020,000 円	-1.9 %	H27.4.1	982,000 円	-3.7 %	H30.4.1	985,000 円	0.3 %	R4.4.1
副市長	722,000 円	8.6 %	S63.12.1	843,000 円	16.8 %	H4.4.1	827,000 円	-1.9 %	H27.4.1	796,000 円	-3.7 %	H30.4.1	798,000 円	0.3 %	R4.4.1
教育長	630,000 円	8.6 %	S63.12.1	736,000 円	16.8 %	H4.4.1	722,000 円	-1.9 %	H27.4.1	695,000 円	-3.7 %	H30.4.1	697,000 円	0.3 %	R4.4.1
議長	635,000 円	8.5 %	S63.12.1	742,000 円	16.9 %	H4.4.1	728,000 円	-1.9 %	H27.4.1	701,000 円	-3.7 %	H30.4.1	703,000 円	0.3 %	R4.4.1
副議長	570,000 円	8.6 %	S63.12.1	666,000 円	16.8 %	H4.4.1	653,000 円	-2.0 %	H27.4.1	629,000 円	-3.7 %	H30.4.1	631,000 円	0.3 %	R4.4.1
議員	516,000 円	8.6 %	S63.12.1	603,000 円	16.9 %	H4.4.1	592,000 円	-1.8 %	H27.4.1	570,000 円	-3.7 %	H30.4.1	572,000 円	0.4 %	R4.4.1
改定の考え方	一般職の給与改定、普通昇給により9.2%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			一般職の給与改定、普通昇給により18.5%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			一般職の給与改定(平成4年～平成25年)をもとに1.9%の改定。			一般職の給与改定(平成26年～平成28年)をもとに3.7%の改定。			【参考値】 一般職の給与改定(平成29年～令和2年)をもとに全職一定の率である+0.3%の改定。		

教育長については、H29特別職報酬等審議会より、新たに諮問対象としており、これまでの改定については他の特別職に準じて改定している。

川西市特別職報酬等審議会の開催状況及び改定状況(部長級ベース)

区分	昭和63年度			平成4年度			平成26年度			平成29年度			令和3年度(試算)		
	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日
市長	890,000 円	8.5 %	S63.12.1	1,040,000 円	16.9 %	H4.4.1	1,020,000 円	-1.9 %	H27.4.1	982,000 円	-3.7 %	H30.4.1	983,000 円	0.1 %	R4.4.1
副市長	722,000 円	8.6 %	S63.12.1	843,000 円	16.8 %	H4.4.1	827,000 円	-1.9 %	H27.4.1	796,000 円	-3.7 %	H30.4.1	797,000 円	0.1 %	R4.4.1
教育長	630,000 円	8.6 %	S63.12.1	736,000 円	16.8 %	H4.4.1	722,000 円	-1.9 %	H27.4.1	695,000 円	-3.7 %	H30.4.1	696,000 円	0.1 %	R4.4.1
議長	635,000 円	8.5 %	S63.12.1	742,000 円	16.9 %	H4.4.1	728,000 円	-1.9 %	H27.4.1	701,000 円	-3.7 %	H30.4.1	702,000 円	0.1 %	R4.4.1
副議長	570,000 円	8.6 %	S63.12.1	666,000 円	16.8 %	H4.4.1	653,000 円	-2.0 %	H27.4.1	629,000 円	-3.7 %	H30.4.1	630,000 円	0.2 %	R4.4.1
議員	516,000 円	8.6 %	S63.12.1	603,000 円	16.9 %	H4.4.1	592,000 円	-1.8 %	H27.4.1	570,000 円	-3.7 %	H30.4.1	571,000 円	0.2 %	R4.4.1
改定の考え方	一般職の給与改定、普通昇給により9.2%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			一般職の給与改定、普通昇給により18.5%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			一般職の給与改定(平成4年～平成25年)をもとに1.9%の改定。			一般職の給与改定(平成26年～平成28年)をもとに3.7%の改定。			【参考値】 一般職の給与改定(平成29年～令和2年)をもとに部長級の改定率である+0.1%の改定。		

教育長については、H29特別職報酬等審議会より、新たに諮問対象としており、これまでの改定については他の特別職に準じて改定している。

# 川西市における退職手当について

## 1 市町村の退職手当制度について

地方公務員の退職手当は地方自治法に定めるところにより、各市町村及び退職手当組合の条例に規定することで支給できるものとされています。

その計算式は国家公務員の例に倣い、以下の式で計算されることが一般的です。

$$\text{退職手当} = (\text{退職日の給料月額} \times \text{支給率}) + (\text{調整額})$$

「調整額」は在職時の役職に応じて支給されるもので、特別職は対象外

また、市町村の退職手当制度については、大きく分けて二つのパターンがあります。

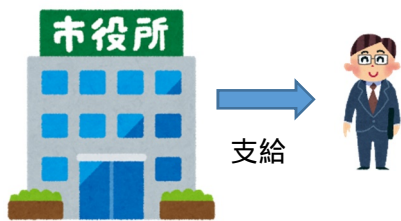
市町村が独自の退職手当条例を制定し、支給

各都道府県の退職手当組合に加入し、退職手当組合にて条例を制定し、支給

のパターンは規模の大きい市や財政的に余裕のある市に多い傾向があります。

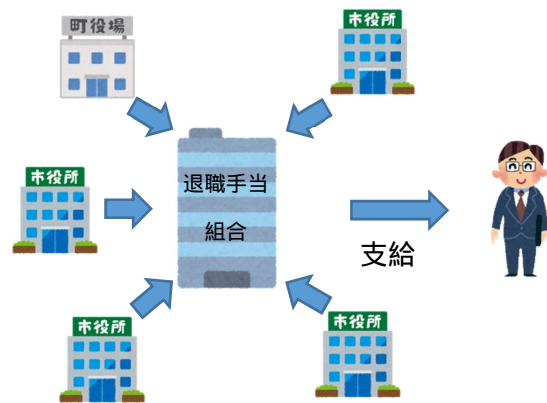
逆に、規模の小さい市町村では 退職手当組合に加入することで、事務の集約や財政負担の平準化を図っています。

市町村が独自の退職手当条例を制定



例：西宮市、尼崎市、伊丹市、芦屋市

各都道府県の退職手当組合に加入



例：川西市、宝塚市、三田市

なお、給料月額に掛ける支給率は、一般職においては国家公務員の退職手当制度を基準に制定されることが一般的です。しかし、特別職においては基準が無く、条例を制定している市町村・退職手当組合によって支給率が異なります。

兵庫県内の主な知事・市長の退職手当支給率

市名	支給方法	1任期（4年の支給率）
兵庫県知事	任期ごと	30.24
神戸市長	任期ごと	29.76
姫路市長	任期ごと	25.92
尼崎市長	任期ごと	19.20
明石市長	任期ごと	19.20
西宮市長	任期ごと	20.64
芦屋市長	任期ごと	20.64
伊丹市長	任期ごと	19.20
相生市長	任期ごと	16.24
退職手当組合加入市長	任期ごと	19.20

2 川西市の退職手当制度について

川西市は兵庫県市町村職員退職手当組合（以下、退職手当組合）に加入しており、職員の退職手当は退職手当組合から支給されます。

退職手当は、職員の給料月額に支給率を掛けて支給され、その支給率についても退職手当組合において決定されています。

一般職の支給率は、国家公務員と同率として定められています。（別表参照）

特別職の支給率は、退職手当組合が専門委員会へ諮問し、下記の支給率として答申を受け、退職手当組合の議会においても下記の支給率で議決されています。

区分	支給率（月）	支給率（任期）	任期
市長	0.40	19.20	4年
副市長	0.24	11.52	4年
教育長	0.18	6.48	3年

<b>別表</b>
-----------

一般職の退職手当支給率

一般職の定年退職時の退職金の試算額

(円)

勤続年数	自己都合	定年・勸奨
1	0.5022	0.837
2	1.0044	1.674
3	1.5066	2.511
4	2.0088	3.348
5	2.511	4.185
6	3.0132	5.022
7	3.5154	5.859
8	4.0176	6.696
9	4.5198	7.533
10	5.022	8.37
11	7.43256	11.613375
12	8.16912	12.76425
13	8.90568	13.915125
14	9.64224	15.066
15	10.3788	16.216875
16	12.88143	17.890875
17	14.08671	19.564875
18	15.29199	21.238875
19	16.49727	22.912875
20	19.6695	24.586875
21	21.3435	26.260875
22	23.0175	27.934875
23	24.6915	29.608875
24	26.3655	31.282875
25	28.0395	33.27075
26	29.3787	34.77735
27	30.7179	36.28395
28	32.0571	37.79055
29	33.3963	39.29715
30	34.7355	40.80375
31	35.7399	42.31035
32	36.7443	43.81695
33	37.7487	45.32355
34	38.7531	46.83015
35	39.7575	47.709
36	40.7619	47.709
37	41.7663	47.709
38	42.7707	47.709
39	43.7751	47.709
40	44.7795	47.709
41	45.7839	47.709
42	46.7883	47.709
43	47.709	47.709
44	47.709	47.709
45	47.709	47.709

	給料月額 (最高号給)	調整額	支給額
主事級	300,000	1,302,000	15,614,700
主任級	339,900	1,626,000	17,842,289
主査級	369,600	1,950,000	19,583,246
課長補佐級	399,800	2,601,000	21,675,058
課長級	440,600	3,249,000	24,269,585
副部長級	440,600	3,573,000	24,593,585
部長級	467,500	3,900,000	26,203,957

退職手当の試算における条件

- ・各役職の最高号給の給料月額で計算
- ・調整額は、各役職での最高額で計算
- ・支給率は35年以上勤続の定年退職者に適用する47.709で計算

阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧(本則、退職手当追記)」

(令和3年4月1日現在)

		給料月額			地域手当	期末手当						退職手当(市長、副市長は任期4年 教育長は任期3年)						年収(給与+地域手当+期末手当+退職手当 1年当たり)					
		支給額				支給率	支給額			支給月数	役職加算	管理職加算	支給額			支給率(任期毎)			支給額(順位)				
		市長	副市長	教育長	市長		副市長	教育長	市長				副市長	教育長	市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長
1	川西市	982,000円	796,000円	695,000円	10%	5,768,268円	4,675,704円	4,082,430円	4.45月	20%	なし	18,854,400円	9,169,920円	4,503,600円	19.2	11.52	6.48	23,444,268円	6	17,475,384円	6	14,757,630円	4
2	尼崎市	1,177,000円	942,000円	805,000円	なし	5,717,276円	4,575,764円	3,910,286円	3.35月	45%	なし	22,598,400円	12,208,320円	6,085,800円	19.2	12.96	7.56	25,490,876円	2	18,931,844円	2	15,598,886円	2
3	西宮市	1,206,000円	974,000円	827,000円	なし	6,440,040円	5,201,160円	4,416,180円	4.45月	20%	なし	24,891,840円	13,090,560円	6,549,840円	20.64	13.44	7.92	27,135,000円	1	20,161,800円	1	16,523,460円	1
4	芦屋市	1,061,000円	885,000円	732,000円	なし	5,665,740円	4,725,900円	3,908,880円	4.45月	20%	なし	21,899,040円	11,044,800円	4,743,360円	20.64	12.48	6.48	23,872,500円	4	18,107,100円	4	14,274,000円	6
5	伊丹市	1,036,000円	857,000円	725,000円	10%	5,448,842円	4,507,392円	3,813,138円	3.35月	20%	25%	19,891,200円	9,872,640円	4,698,000円	19.2	11.52	6.48	24,096,842円	3	18,287,952円	3	14,949,138円	3
6	宝塚市	978,000円	795,800円	682,000円	15%	5,340,369円	4,345,466円	3,724,061円	3.35月	20%	25%	18,777,600円	9,167,616円	4,419,360円	19.2	11.52	6.48	23,531,169円	5	17,619,410円	5	14,608,781円	5
7	三田市	982,000円	785,000円	687,000円	なし	5,243,880円	4,191,900円	3,668,580円	4.45月	20%	なし	18,854,400円	9,043,200円	4,451,760円	19.2	11.52	6.48	21,741,480円	7	15,872,700円	7	13,396,500円	7